

6/22
令和4年(2022年)
No.1845

せたがや

参議院議員選挙特集号
発行/世田谷区
編集/広報広聴課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045 へお願いします。

参議院議員選挙

7月10日(日)は、参議院議員選挙の投票日です。
日本の未来に向けて、貴重な一票を投じましょう。
区選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045

投票日 7月10日(日)
投票時間 午前7時～午後8時



投票できる方
原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

- ①平成16年7月11日までに生まれていること
- ②世田谷区の選挙人名簿に登録されていること(※)

※日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届を出した日)から令和4年6月21日現在までに引き続き3か月以上住民登録があることが必要です。

新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症への対応として、各投票所及び期日前投票所において消毒液の設置、飛沫防止シートの設置等感染症対策を講じます。ご来場の際はマスクの着用、咳エチケットにご協力ください。また、持参した鉛筆により投票用紙に記入することができます(ボールペン(特に水性)は、インクがにじむため推奨しませんが、ご使用いただいても構いません)。

◆参議院議員選挙
参議院議員選挙は、「選挙区選出」と「比例代表選出」の2つの選挙(投票)で議員を選びます。議員の任期は6年で、3年ごとに半数が改選されます。

- ①「選挙区選出」のうち、「東京都選出」で選ばれる議員は6人です。
- ②全都道府県の区域を通じて行われる「比例代表選出」で選ばれる議員は50人です。

◆投票方法

- ①「東京都選出」の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。
- ②「比例代表選出」の投票用紙には、候補者1人の氏名または政党等の名称を1つ記入します。

※投票所における投票方法をせたがや動画「世田谷区公式チャンネル」(YouTube)で案内しています。

◆無効票とならないために
大切な一票が無効票とならないために、次のことにご注意ください。

- ①余分なことを書かない
候補者の氏名または政党等の名称を正しく書いていながら、それ以外のことが書かれているために、無効票となってしまうことがあります。
- ②候補者の氏名または政党等の名称を間違えて書いた場合は訂正を
間違えて書いたものは、二本線で消して、横に正しいものをお書きください。
※新しい投票用紙に交換することもできます。投票所係員にお申し出ください。

◆最近住所を変えた方、変える予定の方は…
住所変更の届出をした時期によって、投票できる場合や、投票できる場所が異なる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

- 世田谷区に転入の届出をした方
令和4年3月21日までに転入の届出をし、令和4年6月21日現在、引き続き世田谷区に住民登録がある方は、世田谷区で投票できます。
令和4年3月22日以降に転入の届出をした方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 投票する日までに区外へ転出した方、する予定の方
世田谷区の選挙人名簿に登録されている方で、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、世田谷区で投票(または期日前投票)するか、新住所地で不在者投票をすることができます。詳しくは、世田谷区選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 区内で住所を変えた方
※世田谷区の選挙人名簿に登録されている方に限ります。
6月9日(木)までに区内転居の届出をした方 ▶ **区内(新)住所地の投票所で投票**
6月10日(金)以降に区内転居の届出をした方 ▶ **区内(前)住所地の投票所で投票**

◆投票所入場整理券(封書)を配達しています
1人1枚の投票所入場整理券(以下「入場整理券」)を世帯ごとに全員分同封して配達しています。ご自分のものを確認して、投票所へお持ちください。

- 紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出ください。なお、投票日当日は決められた投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。
- 封筒には活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、情報を聴くことができる音声コードを印刷しています。
- 投票所では、受付の際、ご本人であるか、また、入場整理券がご本人のもので間違いがないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれない方は、入場整理券表面右下の□にチェック☑をしていただければ、お名前を読み上げずにご本人確認を行います。

◆選挙公報を6月28日(火)～30日(木)に順次お届けします
各世帯の郵便受け等に直接お届けします。7月1日(金)以降になっても届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。
なお、荒天等の状況によっては、配布期間に変更が生じる場合があります。最新の配布期間については区のホームページをご覧ください。

- ※6月28日(火)以降、区役所、総合支所・みん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。
- ※東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。☎<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>。
- ※音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住で目の不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会までお早めにお申し込みください。過去の選挙において既に申込み済の方は申込み不要です。

選挙の詳しい情報は、区のホームページからご覧いただけます。
※前回選挙における投票日当日の時間別投票者数や期日前投票所別の投票者数を掲載しています。混雑緩和にご協力ください。



世田谷区からのお知らせです

参議院議員選挙特集号

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 5432-3045 へお願いします。

投票日に投票所へ行けない方は、

期日前(不在者)投票をご利用ください

仕事、用事、入院、出産等の理由で、投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。最近住所を変えた方、変える予定の方は、裏面もご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症への感染を懸念される方も、期日前投票を行うことができます。
※前回選挙の期日前投票所別投票者数を区のホームページに掲載しています。混雑緩和にご協力ください。

区内で期日前投票をする場合

ご自分の投票所入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

(手続き)

投票所入場整理券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入(自書)のうえ、お近くの期日前投票所へお持ちください(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。

(期日前投票受付場所・受付期間)

Table with columns: 受付期間, 受付場所, 受付できます/受付できません, 受付時間

※世田谷区役所とまちづくりセンターでは受付期間が異なるため、ご注意ください。

指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせください。

転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

この方法は郵便によるため、手続きに日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

(手続き)

- 1 不在者投票宣誓書兼請求書(下記様式参照)を世田谷区選挙管理委員会に至急郵送(★)または持参
2 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送
3 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所

不在者投票宣誓書兼請求書の様式

様式は区のホームページからダウンロードできます。また、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターに所定の用紙が置いてありますので、ご利用ください。なお、便せん等を使用する場合は右記のよう作成してください。

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、事実であることを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。
①氏名(フリガナ) ②生年月日
③世田谷区の住所
④投票日当日、投票所へ行けない理由(事由)
例) 仕事、旅行、転出など
⑤投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(アパート等の名称及び部屋番号まで正確に)・電話番号(自宅と携帯)

新型コロナウイルス感染症により療養されている方へ

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受け、自宅や宿泊施設等で療養している方は、郵便等により自宅等で投票用紙に記入し投票する「特別郵便等投票」がご利用できます。制度について詳しくは、区のホームページをご覧ください。

投票所の変更

次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください。

Table with columns: 変更となる方の住所, 旧投票所, 新投票所

お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※)を用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

※イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、区のホームページで随時お知らせします。開票は7月10日(日)午後9時から、総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観することができます。

区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できなくなります。ご協力をお願いします。

総合運動場の一部施設の利用制限

開票事務のため、右表のとおり利用できなくなります。また、右表以外の施設にも利用制限があります。詳しくは、総合運動場管理事務所(☎3417-4276 3417-1734)にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による施設の開設状況は、区のホームページからご覧いただけます。

Table with columns: 一般開放施設名, 利用できない日時

選挙運動に関する注意事項

選挙運動は、18歳以上の方が公示日から投票日の前日まで行うことができますが、いくつかの禁止事項があります。主な例は下表をご覧ください。

Table with columns: 例, 18歳以上, 18歳未満

在外選挙人証をお持ちの方へ

一時帰国している方や、帰国直後で国内の選挙人名簿に登録されていない方は、在外選挙人証を提示して、指定された投票所または期日前投票所で投票するほか、不在者投票をすることができます。詳しくは、在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

お願い

投票所へのお車でのお来場、ペットを連れてのお来場はご遠慮ください。
※補助犬は入場することができます。

政治家の寄附は禁止されています ~有権者のこころがけ~ 受け取らない 求めない

再生紙を使用しています

総務省作成
※権利の関係上、掲載しておりません

【参考5】啓発物品



ポケットティッシュ（都選管作成）

【参考6】投票案内動画



サムネイル（区選管作成）



動画一部抜粋（区選管作成）